

監査公表第 7 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 5 月 21 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 10 月 21 日

大牟田市監査委員	岡	田	和	彦
同	古	庄	和	秀

観 第 4 0 0 号
令和7年9月30日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(産業経済部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和6年5月21日付、監査報告第2号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(産業経済部)

1 観光振興支援事業費（観光おもてなし課）

本事業は、本市の観光資源を活用した事業を実施する団体に対して、補助（負担）金を交付する事業であるが、各事業の補助（負担）金の上限は上限額が定められ、定額補助（負担）とはなっていないにも関わらず、事業費の額が予定よりも減少した場合でも、市の補助（負担）額は変わらず、主催者側の負担だけが減少している。

各補助（負担）金の申請時に、交付対象経費の積算内訳が精査されていないため、実績報告時に実績額の精査ができず、定額補助（負担）となっている状況にある。

改めて補助（負担）金の積算根拠の精査や、市と主催者側との負担割合等の整理をされたい。

(1) 桜まつり事業

令和4年度事業（開催期間令和5年3月21日から4月7日まで）に対して、負担金を支出しているが、実施報告書に添付されている決算書には、負担金の対象外である令和5年4月1日以降の経費及び交付決定前の支出分が含まれており、令和4年度負担金に過払いが生じていることから、速やかに返還を求められたい。

(2) 「臥龍梅」観梅事業

令和4年度分の負担金の交付に係る事務処理について、地方自治法第208条第2項に定める会計年度独立の原則に反し、予算の繰越しを行うなど必要な手続きを取ることなく、令和5年度分予算で支出していた。

改めて事務処理の手順を確認するなどし、再発防止に努められたい。

(3) 夏まつり安全対策強化事業

補助事業実績報告書（様式第3号）には、「3 補助事業の実績別紙のとおり」とされているが、

提出された総会資料では安全対策強化事業の実績は確認できない。補助金の使途については、適切に目的に応じて使用されているか十分に精査されたい。

【措置の状況】

一般会計

(産業経済部)

1 観光振興支援事業費（観光おもてなし課）

本事業は、市及び観光協会その他の協賛団体等の各負担により事業を実施していますが、負担割合については、これまで見直しができていませんでした。改めて、事業費の積算根拠の精査をはじめ、市と主催者側との負担割合等の整理を行います。

(1) 桜まつり事業

令和4年度事業の予算執行にあたり、単年度主義に沿わない支出方法となっておりました。提出された実績報告書の当課における確認が不十分で、対象事業費に次年度分が含まれていたにもかかわらず、交付額を確定させたことによるものです。

なお、すでに交付額を確定しており、支出した負担金は全て桜まつりの経費として執行されていたことは確認ができたことから、返還は求めないこととしております。

今後、年度をまたぐ事業については、予算執行年度に注意を払い、従来以上にチェック体制を強化し、進捗管理の徹底を図ってまいります。

(2) 「臥龍梅」観梅事業

事務手続きの手順が定まっていなかったため、支払い手続きが間に合わず、本来令和4年度に支出すべき負担金を令和5年度予算から支出したものです。

今後、このような事案が発生しないよう、手順書を作成し、進捗管理を適切に行ってまいります。

(3) 夏まつり安全対策強化事業

夏まつり安全対策強化事業費補助金については、まつり会場における雑踏事故の未然防止など安全面の強化が求められている一方、近年の警備資機材や警備員労務費の高騰がまつり財政面にも影響を与えていることを背景に、期限を設けた臨時の補助として、警備資機材の調達に要する経費や警備員の配置に要する経費、その他安心・安全な運営のために必要と認められる経費に対して補助を交付しているものです。

事業実績報告書では、まつりに要する費用全体の決算が示してありましたが、別途、部会から提出される活動報告書を基に、振興会としてどのような対策を行ったかが明確化されました。